

青森県
新型インフルエンザ
ウイルス薬の
備蓄・使用計画

【第1版】

(平成19年3月28日版)

青 森 県

目 次

はじめに		1
1 . 目的		1
2 . 実施時期		1
3 . 本マニュアルの見直し等		1
備蓄・使用方法		2
1 . 未発生期から国内発生期		2
2 . 県内発生・小流行期		5
3 . 県内流行期・大規模流行期から県内流行終息期		6
行政機関		7
資料編		8
「都道府県において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出方法について」 (平成18年9月11日通知)		

はじめに

1 目的

本計画は、「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)の「抗インフルエンザウイルス薬(以下「タミフル」という。)の確保及び投与」について、その内容を具体化するものであり、新型インフルエンザの発生に備え、タミフルの備蓄及びその使用等を定め、新型インフルエンザへの感染防止並びにまん延防止などを図ることを目的とする。

なお、本県では、平成18年度と平成19年度の2か年で、計12万人分(120万カプセル)のタミフルを備蓄することとしている。

平成18年度は6万人分、平成19年度も6万人分を購入予定

2 実施時期

本計画は、「未発生期」から、速やかに実施するものとする。

3 本計画の見直し等

本計画は、国、国立感染症研究所等から、鳥インフルエンザや新型インフルエンザに関する詳細な情報や世界保健機関(WHO)等の国外の情報収集源からの情報を収集し、既に確認されている鳥インフルエンザや新型インフルエンザ(*)の臨床症状、疫学情報等が新たに示された都度、必要な修正・追加等を行うなど、直ちに見直すものとする。

* 現時点では、鳥インフルエンザ患者の症状から推定し、「新型インフルエンザ」の症状を、38以上の発熱かつ呼吸器症状(激しい咳、呼吸困難など)としており、これに発生地から来航したこと等の疫学条件が付加される。

また、新型インフルエンザが確認された時点で、そのウイルスの遺伝的情報も明らかとなると考えられることから、少なくとも、PCR検査による確定診断は可能という前提をしている。(「新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン(案)」(平成17年12月27日版 厚生労働省))

備蓄・使用方法

タミフルの備蓄・使用方法は、各フェーズごとに、次のとおりとする。

1 未発生期から国内発生期

当該発生期においては、タミフルは市場流通しており、県が備蓄しているタミフルを市場放出する段階には至っていないが、要観察例患者の発生にともない、保健・医療の観点から患者（有症者）に接触した者に対し、タミフルの予防投与が必要となってくる。

従って、将来予想されるタミフルの市場放出も含めたタミフルの備蓄及び使用についての体制の整備を図ることとする。

方法

1 備蓄

購入

予算成立後、中外製薬株式会社とタミフルの購入契約を締結し、タミフルを購入する。

平成18年度は9月補正予算成立後に6万人分を購入することとし、平成19年度は当初予算成立後に6万人分を購入（予定）する。

なお、ユーロ変動の状況によっては、平成19年度も9月補正予算成立後となることが考えられる。

保管

市場放出分のタミフル（115,000人分）を、室内温度を30度以下に保つことができる県施設に保管し、保健衛生課長が管理する。

なお、タミフルの使用期限（5年間）満了後は廃棄処分する。

分散保管

各保健所は、行政使用分（保健・医療の観点から患者（有症者）に接触した者に対し、保健所長（医師）の処方により（無償で）予防投与される分：7保健所合計5,000人分）のタミフルを、「受払簿」を整備したうえで、室内温度を30度以下に保てる場所に保管し管理する。

平成18年度分のタミフルは、年度末までに各保健所へ送付（予定）する。

2 使用

行政使用

要観察例患者が発生した場合、保健所長は、保健・医療の観点から患者（有症者）に接触して業務を遂行した者（保健所、医療機関、消防、警察等の職員）に対し、事後に、必要性を判断したうえで、タミフルを無償で処方することとする。

なお、原則として、タミフルの（無償）処方対象は、患者等に直接接触した者と

し、それらの家族等には行政使用を認めないこととする。

予防投与は、患者（有症者）に接触した後7～10日間（1日当り1カプセル、計7～10カプセル）実施することとするが、接触患者（有症者）が疑似症ではないと判明した場合は、原則として、残りのタミフルを返還させることとする。

なお、行政機関の要請を受けて、やむを得ず患者（有症者）を移送したタクシー運転手等は、予防投与の対象として認められる。

市場放出契約準備

市場放出分について、県医薬品卸組合を通じて医薬品卸業者と流通委託に係る契約の準備（放出時期、放出数量、単価（価格）等の条件等）を開始する。

この時点で、「市場放出分」の数量をある程度決定するためには、消防や警察等の職員（社会機能維持者）に対して、タミフルをどのくらい予防投与（行政使用）するか再度検討（決定）する必要がある。

なお、行政使用分の数量の決定に当たっては、必要に応じて、各保健所と行政使用に係る処方方針（基準）について協議（調整）のうえ、決定することとする。

< 参考 >

受 払 簿 （ 案 ）

年 月 日	受	払	残	使用者（服薬者）	担当者印	責任者印	備 考

なお、受払いの単位は、原則として「カプセル」とする。（ただし、10カプセル単位で受 払いを行う場合は「人」とすることもできる。）

2 県内発生・小流行期

当該発生期においては、多数の要観察例患者が発生していることが想定され、保健・医療の観点から患者（有症者）に接触した者に対するタミフルの予防投与を継続する必要がある。

また、市場流通しているタミフルが不足してくることが想定され、県が備蓄しているタミフルを市場放出する体制に入る必要がある。

方法

1 備蓄

保管

市場放出分のタミフルを、室内温度を30度以下に保てる県施設での保管・管理を継続する。

分散保管

各保健所は、行政使用分（保健・医療の観点から患者（有症者）に接触した者に対し、保健所長（医師）により（無償で）処方される分）のタミフルを、「受払簿」を整備したうえで、室内温度を30度以下に保てる場所での保管・管理を継続する。

2 使用

行政使用

多数の要観察例患者が発生しており、保健・医療の観点から患者（有症者）に接触しなければ業務を遂行できない者（保健所、医療機関、消防、警察等の職員）に対し、（従事した後に）感染予防のための、保健所長（医師）によるタミフルの無償処方を継続することとする。

市場放出契約締結

市場流通しているタミフルが不足してくることが想定されることから、県施設に保管している市場放出分について、医薬品卸業者と売買（又は流通委託）契約を締結する。

3

県内流行期・大規模流行期から県内流行終息期

当該発生期においては、多数の疑似症患者及び確定者が発生していることが想定され、タミフルが市場流通していないことが想定されることから、県が備蓄しているタミフルを全て市場放出する必要がある。

方 法

1 備 蓄

保 管

保管・管理しているタミフルを全て市場放出にまわす。

分散保管

各保健所において分散保管しているタミフルについて、使用残がある場合は、それを全て市場放出にまわす。

2 使 用

行政使用

原則として、行政使用は行わないこととする。

市場放出

各保健所の分散保管分も含め、医薬品卸業者を通じて、全てのタミフルを市場に放出する。

行政機関

連絡先名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設の F A X 番号
東地方保健所	青森市造道 3 - 2 5 - 1	0 1 7	7 4 1 - 8 1 1 6	7 4 2 - 7 2 5 0
弘前保健所	弘前市大字吉野町 4 - 5	0 1 7 2	3 3 - 8 5 2 1	3 3 - 8 5 2 4
八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0 1 7 8	2 7 - 5 1 1 1	2 7 - 1 5 9 4
五所川原保健所	五所川原市末広町 1 4	0 1 7 3	3 4 - 2 1 0 8	3 4 - 7 5 1 6
上十三保健所	十和田市西二番町 10 - 15	0 1 7 6	2 3 - 4 2 6 1	2 3 - 4 2 4 6
むつ保健所	むつ市大湊新町 1 1 - 6	0 1 7 5	2 4 - 1 2 3 1	2 4 - 3 4 4 9
青森市保健所	青森市造道 3 - 2 5 - 1	0 1 7	7 6 5 - 5 2 0 0	7 6 5 - 5 2 0 2
保健衛生課	青森市長島 1 - 1 - 1	0 1 7	7 3 4 - 9 2 8 4	7 3 4 - 8 0 4 7